

前 提	対象者	サンプル太郎
	給与(年)	3,600,000 円
	通勤手当(年)	180,000 円
	賞与(年)	1,200,000 円

## シミュレーション詳細

私どもの【マイカー借り上げスキーム】を導入すると、サンプル太郎様の額面年収を変えずに、社会保険料削減と節税の効果によって手取り収入がアップします。また、会社の法定福利費と消費税も削減することができます。

## I. 本人の導入効果

【単位:円】

		導入前	導入後	導入効果	
個人	額面年収	4,980,000	4,980,000	0	
	社会保険料	雇用保険	29,880	26,280	-3,600
		健康保険	291,816	250,128	-41,688
		厚生年金	461,160	395,280	-65,880
		合計	782,856	671,688	-111,168
	税金	源泉所得税	100,432	90,112	-10,320
		住民税	141,996	120,000	-21,996
		合計	242,428	210,112	-32,316
	控除合計	1,025,284	881,800	-143,484	
	手取り合計	3,954,716	4,098,200	143,484	

## 【本人の導入効果】

上記のとおり、本スキームを導入すると、社会保険料と税金が削減されます。その結果として、「導入前」と「導入後」と比して、本人の手取りが年額 143,484 円 / 月額で 11,957 円 増加することになります。

## II. 会社の導入効果

【単位:円】

		導入前	導入後	導入効果
法人	法定福利費(社会保険料)	800,286	687,018	-113,268
	消費税節税(課税仕入分)	△ 18,000	△ 48,000	△ 30,000
	コスト削減合計	782,286	639,018	-143,268

## 【会社の導入効果】

上記のとおり、本スキームを導入すると、法定福利費と消費税が削減されます。その結果として、「導入前」と「導入後」と比して、会社のコストが年額で -143,268 円 / 月額で -11,939 円 減少することになります。

## インボイス経過措置について

車両借上料は消費税計算上の「課税仕入」になりますが、インボイス制度の経過措置によって免税事業者等(役員・従業員)との取引は次のようになります。

- 令和 8年9月30日(2026.9.30)迄 借上料 × 80% = 課税仕入額
- 令和11年9月30日(2029.9.30)迄 借上料 × 50% = 課税仕入額
- 令和11年10月1日(2029.10.1)～ 借上料 × 0% = 課税仕入不可